

## 牟礼山森林クラブ会則

平成 19 年 2 月改訂

### 第一条(会の名称\*事務局の所在地)

- (1) 本会は（牟礼山森林クラブ）と称する。
- (2) 会の事務局を下記に置く。  
520-2101 大津市青山 4-11-4 上田直之宅内  
電話 077-549-0170

### 第二条（目的\*活動内容）

- (1) 瀬田丘陵の東端に位置する（牟礼山）の保全を目的とし、会員が連携して協働する。
- (2) （牟礼山）の保全活動を通じて、地域住民が交流し、青少年の社会参加の場を開き、共に学びあい、共に楽しむ。
- (3) 地域の青少年参加活動として、竹炭作り、焼き芋作り、栗拾い、竹の子狩り、その他のイベント活動を行う。
- (4) 年度活動計画は企画世話人が作成し、（世話人会）が承認する。

### 第三条（組織\*運営）

- (1) 代表世話人、副代表世話人、顧問、企画担当世話人、広報担当世話人、会計担当世話人、会計監査員及び事務担当世話人を総会にて承認を得て委嘱する。
- (2) 上記（1）を構成員として（世話人会）を設置する。
- (3) （世話人会）にて、各世話人よりの提案を審議し決定する。
- (4) 年度末に会員の総会を開催し、長期総合計画、当該年度の活動報告、会計報告及び次年度の作業計画の審議、承認を行う。亦次期世話人の選出を承認する。
- (5) この会則は平成 18 年度 8 月 26 日より実施する。

### 第四条（世話人の責務）

- (1) 代表世話人
  - (A) 県、関係官庁、関係企業、団体及び第三者との接衝、対応に当たる。
  - (B) 世話人等からの要請及び必要に応じて（世話人）を召集し、議事の進行を図る。
  - (C) 活動が円滑に推移するよう副代表世話人及び担当世話人と事前に意見調整を行う。
  - (D) 活動参加者の保険加入状況を把握して適切な処置を行う。
  - (E) 長期総合計画、年度作業計画作成時にはオブザーバーとして参加する。
- (2) 副代表世話人
  - (A) 代表世話人を補佐すると共に代表世話人不在の時は、その職責を代行する。
  - (B) 全体の進行状況を把握し、関係者との意見調整、助言を行う。
  - (C) 青山、松が丘両地区の住民に対し、当会の PR による参加者の増加に努めるよう、広報担当世話人に助言、協力する。
  - (D) 長期総合計画、年度作業計画作成時には、オブザーバーとして参加する。
- (3) 顧問
  - (A) 当会の活動に関し、豊富な知識、経験を有する人に委嘱する。
  - (B) 企画担当世話人会にて、長期総合計画の資料を提供しアドバイスを行う。
  - (C) （世話人会）に参加し、指導、アドバイスを行う。
- (4) 企画担当世話人
  - (A) 本会の目標達成の中枢を成す担当であり、互いに協力、検討を十分に行い、相互間の円滑な連携を図る。

- (B) 工具の選定、作業順序、手順、残材の処分その他、当会の目的を達成する為の年度作業計画を立案し（世話人会）に図り、承認を得て実施する。
  - (C) 工具類の購入、レンタルの交渉、残材の有効利用等について、計画し実施する。
  - (D) 長期総合計画の作成に関し、顧問と協力し資料の提供、アドバイスを受け、長期総合計画書を作成する。
- (5) 広報担当世話人
- (A) 各町内より1名以上の世話人を委嘱する。
  - (B) この会の目的をPRし、正会員及び賛助会員の勧誘を図る。
  - (C) 地域住民、青少年の参加するイベントへの参加者を募る。
- (6) 会計担当世話人
- (A) 年度収支予算書を作成し（世話人会）の承認を得る。
  - (B) 年度決算書を作成し、会計監査委員の承認を得る。
- (7) 会計監査員
- (A) 会計担当世話人の作成した年度決算書を審査し承認する。
- (8) 事務担当世話人
- (A)（世話人会）の議事録、その他第三者からの意見、苦情等の整理、管理を行う。
  - (B) 諸種のイベントへの勧誘資料の作成。
  - (C) その他、各世話人よりの要望による資料の収集、作成。
  - (D)（世話人会）の召集、その他当会の運営に必要な資料、書類の作成。
  - (E) 会員名簿を整理し、最新版を作成、保管する。
  - (F) 保険加入業務を行う。

#### 第五条（会員）

- (1) 会員は正会員と賛助会員とする。
- (2) 正会員は、当会の活動に積極的に参加する者とする。
- (3) 賛助会員は、当会の趣旨に賛同するが、活動が難しい人及び企業その他の団体、会等とする。
- (4) 当会への加入、退会は自由とし、届け出ること。
- (5) 正会員、賛助会員名簿の最新版を保管、活用する。
- (6) 会費
  - (A) 正会員は年会費を1,000円とし、年度始めに収める。
  - (B) 賛助会員は年会費を一口1,000円とし、年度始めに収める。
- (7) 会員は保全活動に参加時には（世話人会）で決定した作業計画に基づき、企画世話人の指揮に従い行動すること。

#### 付則

- (1) 銀行口座  
滋賀銀行グリーンヒル出張所 普通預金 202519  
（牟礼山森林クラブ） 上田直之
- (2) 会則の改訂  
（世話人会）にて、必要に応じて改訂を行い、その都度、会員に通知する。
- (3) 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。